

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第5項の規定により、その結果（令和4年11月10日付けで請求人に通知）を次のとおり公表します。

令和4年12月6日

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	森 田 康 文
同	和 田 恵 治
同	藤 野 良 次

第1 監査の請求

1 請求人

別紙のとおり

2 請求書の提出日

令和4年9月15日

3 請求の要旨

監査請求書及び請求人の陳述の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 措置要求事項

故安倍晋三国葬儀（以下「国葬儀」という。）に奈良県知事（以下「知事」という。）及び奈良県議会議長（以下「議長」という。）が参列するに際して公金を支出（随行職員に関する支出等も含む。）することを差し止める措置をとることを求める。

(2) 請求理由

国葬儀は違憲・違法なものと考えており、その結果、国葬儀に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものとする。

ア 国葬儀の違憲性

- ・ 国葬儀は個人の平等に反し、憲法第14条に違反する。
- ・ 国葬儀は、追悼を国中の人々に強いるという意味で、思想良心の自由を保障した憲法第19条に反する。
- ・ 国葬儀は、憲法第20条や第89条の政教分離規定に違反する。

- ・国葬儀の実施は、憲法第 21 条が保障する表現の自由が侵害されることになる。

イ 国葬儀の違法性

- ・国葬儀は、法的根拠がなく、違法な行政行為である。

ウ 国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性

- ・法第 2 条第 2 項に反する違法な行為であることは明らかである。
- ・国葬儀への出席は、住民の福祉の増進を図るものとは言えず、地方公共団体の事務には該当しない。

エ 国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性

- ・国葬儀は、時期においても内容においても、適当でない。

4 請求人から提出された事実証明書

- (1) 令和 4 年 7 月 22 日 閣議決定 故安倍晋三の葬儀の執行について
- (2) 2022.8.14 朝日新聞デジタル配信記事 国葬は「役割を終えた」もの
歴史学者が語る政府決定への大きな疑問
- (3) 国葬令（大正 15 年 10 月 21 日勅令第 324 号）
- (4) 宮間純一 「国葬の成立－明治国家と「功臣」の死」
- (5) 「故元帥海軍大将山本五十六国葬関係新聞記事切抜」（抜粋）
- (6) 岸田内閣総理大臣記者会見 令和 4 年 7 月 14 日
- (7) 岸田内閣総理大臣記者会見 令和 4 年 8 月 10 日

第 2 請求の受理

国葬儀に係る公金の支出を止めることを求める旨の請求については、本件住民監査請求の提出日（令和 4 年 9 月 15 日）時点において、知事及び議長の国葬儀出席に関連する公金支出がなされることが相当の確実さをもって予測されることなどから、これを受理する。

なお、65 名から監査請求書が提出されたが、1 名が当該請求書を取下げた。

第 3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和4年10月12日、法第242条第7項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から監査請求に記載している、措置要求事項の請求理由についての陳述があった。

2 監査の観点、着眼点、対象及び方法

奈良県監査基準に基づき、合規性等の観点から、本件国葬儀に係る公金の支出が法等に基づく適正な支出か、また、県の会計規則、旅費の基準等に基づき、支出等の手続が適切に行われているか又は行われるかなどに着眼して、請求人が違法と主張する本件国葬儀への出席に係る支出を対象として、請求人から提出を受けた請求書及び補足説明書等並びに監査対象部局から提出を受けた資料及び監査対象部局の説明等の内容を確認する方法により監査した。

3 監査対象部局

知事公室及び議会事務局

4 監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等

監査対象部局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、令和4年10月14日に説明を聴取するなどした。

監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等は、おおむね次のとおりである。

(1) 監査対象部局の説明（知事公室）

ア 知事の出席の経緯について

令和4年8月24日の定例記者会見において、知事は「案内があれば国葬儀へ出席する」旨を表明。同年9月9日に岸田文雄国葬儀委員長から、「故安倍晋三国葬儀」の知事宛案内状が届き、知事に出欠を確認。全国知事会へメールにより出席の旨を回答した。

イ 公費の支出について

国葬儀への出席に係る公費の支出として該当するのは、知事の旅費等であるが、そのうち旅費については、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の規定に基づき積算した額49,470円であり、令和4年11月24日に支出を予定している。

ウ 国葬儀へ出席したり、公金を支出することは、法第2条第2項に反する違法・不当な行為である旨の請求人の主張に対する見解について

法第2条第2項は、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」と規定している。これは、普通地方公共団体が、まず、「地域における事務」を包括的に処理する機能があることを明らかにしたうえで、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に示しているものであって（参考 逐条地方自治法 第9次改訂版38ページ）、「地域における事務」には法律や政令の根拠が必要であるものに限らず、儀礼的なものも含まれると考えられている。（参考 平成18年12月1日 最高裁判所第二小法廷判決）。

国葬儀は、閣議決定に基づいて国の儀式として実施されたものであり、国葬儀委員長である内閣総理大臣から知事宛に案内があったことから、国の公式行事であると認められる。したがって、国葬儀への出席は、知事が国の公式行事への案内を受け、地域住民の代表として出席したものであることから、社会通念上相当と認められる儀礼上の行為であり、法第2条第2項に反するものではなく、また、出席に係る公費の支出は違法・不当な支出には当たらないと考える。

国葬儀は国が決定・実施するものであることから、国葬儀が違法かどうか、適当かどうかということは、知事の国葬儀への出席に係る公費支出の違法性・不当性には関係しない。

(2) 監査対象部局の説明（議会事務局）

ア 議長の出席の経緯について

令和４年８月１７日に総務省から全国都道府県議会議長会を通じて、奈良県議会に対して「都道府県議会議長及び知事は全員（４７名）が参列対象となる」旨の連絡があった。同月２３日、各都道府県議会事務局長宛に、全国都道府県議会議長会総務部長名の事務連絡「故安倍晋三国葬儀の出欠について」の文書が送付され、同月２４日に出席の旨を回答した。

イ 公費の支出について

国葬儀への出席に係る公費の支出として該当するのは、議長の旅費等であるが、そのうち旅費については、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等に基づき積算した額42,530円であり、令和４年１０月２４日以降に支出を予定している。

ウ 国葬儀へ出席したり、公金を支出することは、法第２条第２項に反する違法・不当な行為である旨の請求人の主張に対する見解について

国葬儀については、令和４年７月２２日に「故安倍晋三の葬儀の執行について」閣議決定されたが、内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４条第３項第３３号において内閣府の事務として「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること」とあることから、法に基づく国の儀式と考える。本件国葬儀の参列者については、総務省から全国都道府県議会議長会を通じて、同年８月１７日に奈良県議会に対して「都道府県議会議長及び知事は全員（４７名）が参列対象となる」旨の連絡があり、同月２３日に全国都道府県議会議長会より、本県議会議長の国葬儀への出欠照会があった。この経緯から、国葬儀は、国の儀式として、各都道府県議会議長に対して出席を求められたものであるから、本県議会を代表して議長が出席する旨を回答した。その後、同年９月９日付で全国都道府県議会議長会を通じて、本県議会議長宛に国葬儀実行委員長である内閣総理大臣からの「故安倍晋三国葬儀の案内状」が送付された。

奈良県とも関わりのあった「故安倍晋三元内閣総理大臣」の本件国葬儀の案内状をもって、地方議会の代表である議長が公務として国葬儀に出席したこと

は、他の儀礼的な行事に公務として出席することと同様に、法第2条第2項の「地域における事務」に反するものではないと考える。また、この出席に係る旅費等の費用については、公費から適法に支出されるものであり、その手続等に何ら問題はないと考える。

第4 監査の結果

本件の住民監査請求の監査の結果を次のとおり決定した。

本件の住民監査請求の監査対象事項に係る措置請求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 各論点及び監査委員の判断

- (1) 請求人が、国葬儀出席に係る公金の支出について、法第2条第2項に反する違法な行為であると主張していることについて

法第2条第2項は、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」とし、「地域における事務」を包括的に処理する機能があることを明らかにしたうえで、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には当該事務処理するものであることを一般的に示している。

「地域における事務」には、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されたと解するのが相当である（平成18年12月1日最高裁判所第二小法廷判決参照）。国葬儀は閣議決定に基づき挙行され、その法的根拠については内閣府設置法第4条第3項第33号にあるとの政府の説明も踏まえ、国葬儀委員長である内閣総理大臣から知事及び議長宛に案内がなされた国の公式行事として、これに対し知事は法第147条に基づく代表として、議長は法第104条に基づく代表として出席したものであり、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為と考えられる。

知事及び議長が出席した国葬儀に関連する旅費等の支出については、現時点ま

で支出の手続がなされていないものもあるが、今後、各執行機関において、関係規程等に基づき手続がされることとなっており、本監査時点では、公費で支出する範囲、金額、積算等について、違法、不当な点は認められなかった。

- (2) 請求人が、国葬儀は違憲・違法なものと考えており、その結果、国葬儀に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になると主張していることについて

請求人は、国葬儀は違憲・違法なものと考えており、その結果、国葬儀に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものと考えていると主張していることについて、現時点において、国が挙げている国葬儀を行う4つの理由は必ずしも十分な説明とはなっていないなどの議論があること、また、国において、国葬儀に係る一定のルールを設けることを目指し、有識者から意見を収集・整理するとして検証が行われていることは承知しているが、国葬儀が憲法に違反するか否か、違法なものか否かについては、住民監査請求が対象とする財務会計行為に関わるのではなく、地方自治体監査委員の監査の直接の対象とすることができない。

2 結論

以上のとおり、本件国葬儀に係る公金の支出に違法性又は不当性は認められないため、請求人が求める措置である県の公金支出を差し止めることの理由は認められない。

別紙 請求人

住所	氏名
奈良市東九条町 1418番地の3	佐藤 真理
生駒市あすか野北 1-7-1	溝川 悠介
奈良市菅野台25の9	猪股 千鶴
奈良市京終地方東側町4-7-308	鈴木 直子
奈良市南紀寺町4丁目104-4	加藤 勇
奈良市朱雀2丁目8-14	田中 千賀子
奈良市南肘塚町53-1	竹末 和美
山辺郡山添村菅生1998	井ノ尾 寛利
生駒市真弓南2-2-1	越山 のぶ子
生駒市鹿ノ台西2-9-19	浜川 正弘
生駒市あすか野南3-6-11	北井 則夫
生駒市西松ヶ丘25-98	長尾 節子
生駒市あすか野北1-7-1	溝川 信子
大和高田市磯野東町3-27	森本 忠紀
生駒郡三郷町東信貴ヶ丘3-1-5	畑 三千代
山辺郡山添村の野846	中西 巖
奈良市花芝町25	八木 健彦
香芝市西真美2-19-6	榎本 恭一郎
奈良市月ヶ瀬石打2824	稲葉 耕一
奈良市五条畑1丁目5-38	深澤 司
奈良市朱雀3丁目15-1-5-508	堀田 美恵子
生駒市辻町450-5	加来 洋八郎
奈良市北永井町515-6	村上 敦子
奈良市藤ノ木台3丁目5-16-1	瀧本 至
奈良市藤ノ木台3丁目5-16-1	瀧本 妙子
生駒市萩の台3-2-24	星野 智
生駒市緑ヶ丘2731-17	田中 正子
奈良市朱雀4丁目7-20	佐川 愛子
生駒市東生駒1-65 プラネスーペリア東生駒101	齊藤 満佐子
生駒市東生駒4-500-21	藤田 恭子
生駒市小明町2109-2	米田 操
生駒市萩の台3丁目2-24	星野 美和子
生駒市真弓2丁目10-19	村口 偕子
生駒市あすか野北2丁目10-15	井上 和子
生駒市あすか野南3-9-6	加藤 眞琴
生駒市あすか野南3-9-6	加藤 明子
生駒市緑ヶ丘1425-86	駒沢 洋三
生駒市緑ヶ丘1425-86	駒沢 真理子
奈良市朱雀4-7-20	佐川 道夫
奈良市山陵町1128-3	小幡 尚代
奈良市中山町西3-232-1-202	鳥元 真由美
奈良市白毫寺町87番地	難波 由理
奈良市高畑町163-14	檜垣 峰子
生駒市東松ヶ丘14-7	正木 逸代
生駒市谷田町1347-104	橘 達子
生駒市青山台138-19	中里 力
生駒市有里町178-17	中野 明美
生駒市南田原町1350	山上 浩功
生駒市鹿ノ台東2-12-14	神 悦子
生駒市あすか野北3-7-4	竹中 美根子
生駒市真弓南2-2-1	越山 邦夫
大和郡山市北郡山町91番地6	松村 教男
生駒郡平群町三里414-52	福島 勲
橿原市中曽司町269-33	大槻 烈
磯城郡三宅町三河613	松本 健
北葛城郡河合町西山台568-104	坂本 博道
北葛城郡上牧町服部台1-10-32	田中 正和
天理市守目堂町96-1	福井 義博
大和高田市秋吉158-12	西岡 春樹
大和高田市秋吉158-12	西岡 聡子
橿原市西池尻町253-17	南浦 育弘
北葛城郡王寺町畠田7-6-9	勝田 忠保
北葛城郡王寺町畠田5-22-8	加藤 茂
北葛城郡王寺町舟戸2-6-8	幡野 利雄